

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		山形県最上町					
プ ラ ン の 名 称		最上町立最上病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	最上町立最上病院					
	所 在 地	山形県最上郡最上町大字向町64番地の3					
	病 床 数	一般病床50床 療養病床20床					
	診 療 科 目	内科・外科・眼科・整形外科・産婦人科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		町民の入院医療、救急医療等の提供。町民の疾病予防、健康増進拠点として集団検診、医療相談、健康講座の保健衛生活動を行う。町内社会福祉施設、併設介護施設等との協力・連携により町民の健康上真に貢献。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)。 救急に要する経費(特別交付税措置分相当額)。 不採算地区病院に要する経費(特別交付税措置分相当額)。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.3	100	100	100	100	
	職員給与費比率	71.9	70.4	73.9	75.5	77.2	
	病床利用率	91.7	90	90	90	90	
上記目標数値設定の考え方		病床利用率を90%堅持。 (経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	山形県最上町 (最上町立最上病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
平均在院日数		24	24	24	24	24	
診療単価(入院)		18,478	19,956	19,725	19,760	19,800	
診療単価(外来)		5,449	5,281	5,491	5,495	5,500	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	なし					
	事業規模・形態の見直し	訪問看護を外来部門と統合する。					
	経費削減・抑制対策	医療ニーズに適応した医療機器の計画的整備。整備に当たっての費用対効果や維持管理費の検討、整備後の活用状況等の状況について医療機器安全委員会で検証する。					
	収入増加・確保対策	診療報酬等に関する研修を全部書で実施し、知識の向上と各部署の連携を強化し、請求漏れの削減に努める。 患者の自己負担額について、退院当日に支払いが出来るように窓口と病棟の連携に努める。 均在院日数24日の堅持に努める。 委託料の見直しを検討する。 禁煙外来の導入の検討する。					
その他	医療クラークの配置を検討する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	92.10%	18年度	89.40%	19年度	91.70%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	第4期介護保険事業計画との整合性を図る。					

団体名 (病院名)	最上町立最上病院
--------------	----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	最上町立最上病院が所在する最上郡圏域には、県立新庄病院(465床)、最上病院(70床)が開設されているほか、医療法人徳洲会病院(270床)が開設されている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	管内自治体病院全体で医師確保し、医師を育てる取組を具体化すべきである。地元医師会との連携し、初期救急医療提供体制の充実に向けて、取り組むこと。地域連携クリティカルパスの拡充と、患者の紹介、逆紹介を増やす取組を支援すること。IT等を活用した地域医療ネットワークシステムの構築にむけた取組を推進すること。自治体病院と広域消防本部との協力体制を強化すること。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>平成25年度	<内容>地域連携クリティカルパス、IT化等による医療情報のネットワーク化については、汎用性を確保し、普及の取組を行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡		
		<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
		<時期>平成20年12月9日 <内容>「医療懇談会」の検討結果・・・開設者である町長と院長の意思疎通が取れている。組織・体制・職員採用についても基本的に院長の意思を尊重している。行政施策を反映しやすい。よって、公営企業法財務適用とする。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「最上町振興審議会」で毎年度の決算状況と併せ改革プランの取り組み状況の点検・評価を行う。また、改革プランの内容の変更に際しても等審議会において審議するものとする。 <構成メンバー>行政委員3名、公共団体等2名、学識経験者10名		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	年1回9月(決算内容が決定してから)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	山形県最上町 (最上町立最上病院)
--------------	----------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,075	772	803	773	764	755
	(1) 料 金 収 入	970	669	693	670	663	657
	(2) そ の 他	105	103	110	103	101	98
	うち他会計負担金	27	27	27	27	27	27
	2. 医 業 外 収 益	208	218	237	256	260	264
	(1) 他会計負担金・補助金	199	209	228	247	251	255
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	2	2	2	2	2	2
	(3) そ の 他	7	7	7	7	7	7
	経 常 収 益 (A)	1,283	990	1,040	1,029	1,024	1,019
	入	1. 医 業 費 用 b	1,211	950	987	966	962
(1) 職 員 給 与 費 c		578	555	565	571	577	582
(2) 材 料 費		351	112	108	110	109	109
(3) 経 費		227	230	261	235	228	223
(4) 減 価 償 却 費		54	53	51	50	47	46
(5) そ の 他		1	1	2	1	1	1
2. 医 業 外 費 用		82	67	53	63	60	57
(1) 支 払 利 息		55	53	50	48	45	45
(2) そ の 他		27	14	3	15	15	15
経 常 費 用 (B)		1,293	1,018	1,040	1,029	1,022	1,018
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		10	28	0	0	2	1
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		10	28	0	0	2	1
累 積 欠 損 金 (G)		316	344	344	344	342	341
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	292	209	210	210	210	210
	流 動 負 債 (イ)	60	30	30	30	30	30
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	232	179	180	180	180	180
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		499	53	1	0	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.3%	97.3%	100.0%	100.0%	100.4%	100.4%
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		88.8%	81.2%	81.4%	80.0%	79.2%	77.7%
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		53.7%	71.9%	70.4%	73.9%	74.7%	75.6%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病 床 利 用 率		89.4%	91.7%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
 例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	山形県最上町 (最上町立最上病院)
--------------	----------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		1. 企業債	0	0	0	0	0
2. 他会計出資金	3	0	0	0	0	0	
3. 他会計負担金	0	0	31	35	35	35	
4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
7. その他	0	0	0	0	0	0	
収入計 (a)	3	0	31	35	35	35	
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	3	0	31	35	35	35	
1. 建設改良費	7	0	0	0	0	0	
2. 企業債償還金	75	78	80	83	73	76	
3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	
4. その他	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	82	78	80	83	73	76	
差引不足額 (B) - (A) (C)	79	78	49	48	38	41	
1. 損益勘定留保資金	79	78	49	48	38	41	
2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
4. その他	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	79	78	49	48	38	41	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(19,266) 226,138	(18,203) 236,310	(21,270) 228,000	(23,186) 258,863	(23,999) 262,903	(24,405) 266,993
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 31,000	(0) 35,000	(0) 35,000	(0) 35,000
合計	(19,266) 226,138	(18,203) 236,310	(21,270) 259,000	(23,186) 293,863	(23,999) 297,903	(24,405) 301,993

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。